

① 障がい福祉と人権教育行政について

H24年「障害者総合支援法」が成立、H26年1月日本は、「障害者権利条約を批准」し、28年4月「障害者差別解消法」が施行された。長崎県においては、「障がい者差別禁止条例」が施行され約3年が経過した。そんな中、法律や条例が制定されても、世間の認知度や周知は、なかなか浸透されないところだ。このような状況下において、障がいがあってもなくても、誰でもが日常生活、社会生活を普通に不自由なく送れるためのバリアフリー対策やユニバーサルデザインの環境づくりが必要とされる。そしてこれらは、全ての時代に全ての人において喫緊の課題とされる。障がいのある人が住みよい町は、誰でもが快適に住みよいまちとなる。そこで、今回は、改めてその意義を問う。

2点目に、人権と子どもたちの教育について伺う。先日、長崎県人権教育中央研修会が開催され、参加してきた。改めて、人権について考え新しい発見と感動を覚えた。これまでのステレオタイプの常識的教育から、子どもたちの可能性と未来と正しい方向性を導き出す転換の時期の必要性を感じるようになった。そこで、町長と教育長の見解を伺う。

- (1) バリアフリーとユニバーサルデザインの本町の考え方と対策を伺う。
- (2) ユニバーサルマナー検定についての考えとその周知と導入について伺う。
- (3) 電動車いすの購入において、補装具費支給制度や介護保険の適用はどのようになっているのか。
- (4) ダイバーシティ（多様性）の観点から、クラスでの人権を尊重するための受け入れ策の一つとして学校での「男女混合名簿導入」についての考えを伺う。
- (5) 相模原障がい者殺傷事件は、大きな衝撃を社会に与えた。いのち・人権について考えさせられる問題となった。そこで、小中学校での子どもたちの人権教育についてはどのようになされているのか伺う。